

**令和２年度版**

**府税のしおり**

日本語版



©2014

大阪府もずやん

もくじ

|  |
| --- |
| **税目**  個人府民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１  法人府民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４  利子等に係る府民税　府民税利子割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５  特定配当等に係る府民税　府民税配当割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５  特定株式等譲渡所得金額に係る府民税　府民税株式等譲渡所得割・・・・・・・・・・・・・６  法人事業税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７  個人事業税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９  地方消費税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10  不動産取得税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11  たばこ税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13  ゴルフ場利用税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13  軽油引取税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14  自動車税（環境性能割）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15  自動車税（種別割）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16  鉱区税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18  狩猟税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18  府が課する固定資産税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19  宿泊税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19  **その他**  府税を納めるには・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20  延滞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22  滞納処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23  減免・猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23  審査請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23  納税証明書の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24 |

|  |
| --- |
| **個人府民税** |

**■ 納める人**

所得金額にかかわらず一定の税額で課税される「均等割」と前年の所得金額に応じて課税される｢所得割」があり、毎年１月１日の現況によって次の人が納めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 納める人 | 納める税額 |
| 府内に住所がある個人 | 均等割額  所得割額 |
| 府内に事務所、事業所又は家屋敷がある個人で、それらが所在する市町村内に住所がない人 | 均等割額 |

ただし、次の人は非課税となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 均等割及び所得割  が非課税となる人 | ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人  ・ 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人（退職所得等の分離課税に係る所得割を除く。） |
| 均等割  が非課税となる人 | ・ 前年の合計所得金額が各市町村の条例で定める金額以下の人  （非課税となる金額は、市町村によって異なります。） |
| 所得割  が非課税となる人 | ・ 前年の総所得金額等の合計が［35万円×(本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計人数)＋32万円］で求められる金額以下の人  　ただし、同一生計配偶者及び扶養親族がいない人は、前年の合計所得金額が35万円以下の人 |

**■ 納める額**

**● 均 等 割：年額1,800円**

|  |
| --- |
| **※ 均等割の税率の引上げについて**  注１ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成26年度から令和5年度までの間、臨時の措置として均等割の税率（年額1,000円）に500円を加算しています。引上げ分の税収については、「防災のための施策」に要する費用に充てられます。  注２ 森林の土石流・流木対策及び都市緑化を活用した猛暑対策を実施するため、令和５年度まで均等割の税率に300円を加算しています。 |

**● 所 得 割：個人府民税は前年の所得金額をもとに計算されます。**

**（前年の所得金額－所得控除額）× 税率 － 調整控除額 － 税額控除額 ＝ 所得割額**

課税所得金額

**● 税　率：４％（政令指定都市に住所を有する場合は２％）**

|  |
| --- |
| **※政令指定都市に住所を有する場合の税率について**  府費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、政令指定都市に住所を有する場合の所得割の税率が個人府民税は２％、個人市民税は８％となっています。（退職所得の分離課税を除く。） |

**● 調整控除額**

|  |  |
| --- | --- |
| 合計課税所得金額 | 控　除　額 |
| 200万円以下 | 「人的控除額の差額の合計額（注１）」と「合計課税所得金額（注２）」のいずれか少ない金額の２％  （政令指定都市に住所を有する場合は１％） |
| 200万円超 | ｛人的控除額の差額の合計額－(合計課税所得金額－200万円)｝の２％（政令指定都市に住所を有する場合は１％）  ただし、この額が1,000円未満の場合は1,000円（政令指定都市に住所を有する場合は500円） |

(注１)「人的控除額の差額の合計額」とは、所得税の人的控除額（配偶者控除や扶養控除等、人に着目した控除）と、住民税の人的控除額との差額の

合計額のことです。

(注２)合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のことです。

**● 税額控除額**

|  |  |
| --- | --- |
| 控除の種類 | 控　除　額 |
| 配当控除 | 株式の配当等の配当所得がある場合、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。 |
| 外国税額控除 | 外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。 |
| 住宅借入金等  特別税額控除  （住宅ローン控除） | 〔所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額〕と〔所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に５％を乗じて得た額(最高97,500円※)〕のいずれか少ない金額（＝住民税住宅ローン控除額）のうち、府民税は５分の２(注１)が控除され、市町村民税は５分の３(注１)が控除されます。  (注１)政令指定都市に住所を有する場合の控除率は、府民税が５分の１、市民税が５分の４です。  (注２)平成26年４月から令和3年12月までの入居者のうち、消費税等の税率が8％または10％で購入された方は、所得税の課税総所得金  額等の額に７％を乗じて得た額(最高136,500円）  ○対象者  ・平成21年から令和3年12月までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除額がある方  ・平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除額がある方 |
|  |  |
|  |  |
| 控除の種類 | 控　除　額 |
| 寄附金税額控除 | 次の（１）と（２）の合計額が控除されます。  （１）基本控除額（注１）  府民税は、（府民税控除対象寄附金の合計額（注１）－2,000円）×4％（注２）  市町村民税は、（市町村民税控除対象寄附金の合計額（注１）－2,000円）×6％（注２）  (注１)控除対象寄附金の合計額の限度額は、総所得金額等の30％です。  (注２)政令指定都市に住所を有する場合の控除率は、府民税が２％、市民税が８％です。  （２）特例控除額（注３）  府民税は、(都道府県・市区町村に対する寄附金－2,000円)×(90％－所得税の限界税率×1.021(注４))×５分の２(注５)  市町村民税は、(都道府県・市区町村に対する寄附金－2,000円)×(90％－所得税の限界税率×1.021(注４))×５分の３(注５)  (注３)都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)にのみ適用され、府民税・市町村民税の所得割額の20％が上限となります。  (注４)平成26年度から令和20年度まで、復興特別所得税に相当する率を減ずる調整が行われます。  (注５)政令指定都市に住所を有する場合の控除率は、府民税が５分の１、市民税が５分の４です。 |

**● 所得控除額**

| 控除の種類 | | 府民税・市町村民税(令和２年度分＝令和元年分所得) | 備　考 |
| --- | --- | --- | --- |
| ①雑損控除 | | 次のイとロのとのいずれか多い方  イ　Ⓐの金額ー(総所得金額等×1/10)  ロ　Ⓐの金額のうち災害関連支出の金額－5万円  Ⓐ=(損失額)－(保険金等により補てんされる額) |  |
| ②医療費控除 | | {（支払った医療費の額）－（保険金等により補てんされる額）}－  　　（総所得金額等×５％又は10万円のいずれか少ない方）＝控除額  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（限度額200万円） | 「保険金等により補てんされる額」には、健康保険・共済組合等からの給付金や自賠責保険・損害保険・生命保険契約に基づき補てんされる金額等があります。 |
|  | セルフメディケーション税制  （医療費控除の特例） | 一定のスイッチＯＴＣ医薬品の購入に支払った額　　―　12,000円  （保険金等で補てんされる額を除く。）　　　　　　　　　　　　=控除額  　　　　　　　（限度額88,000円） | 本特例の適用を受ける場合は、医療費控除の適用を受けることができません。 |
| ③社会保険料控除 | | 支払った社会保険料の合計額 |  |
| ④小規模企業共済等掛金控除 | | 支払った小規模企業共済掛金(旧第２種共済掛金を除く。)、企業型確定拠出年金の掛金、個人型確定拠出年金(いわゆる「iDeCo」)の掛金及び地方公共団体が行う心身障がい者扶養共済制度の掛金の合計額 |  |
| ⑤生命保険料控除 | | 次の区分に応じて計算した控除額の合計額  C介護医療保険分  一般生命保険料分  (A旧契約分＋B新契約分)  +  +  個人年金保険料分  (D旧契約＋E新契約分)  (合計限度額70,000円)   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区分 | | 支払保険料額 | 控除額 | | 旧契約 | Ａ 一般生命保険  Ｄ 個人年金保険 | 15,000円以下 | 支払額の全額 | | 15,001円～40,000円 | 支払額×1/2＋7,500円 | | 40,001円～70,000円 | 支払額×1/4＋17,500円 | | 70,001円以上 | 35,000円 | | 新契約 | Ｂ 一般生命保険  Ｃ 介護医療保険  Ｅ 個人年金保険 | 12,000円以下 | 支払額の全額 | | 12,001円～32,000円 | 支払額×1/2＋6,000円 | | 32,001円～56,000円 | 支払額×1/4＋14,000円 | | 56,001円以上 | 28,000円 | | 支払保険料額＝保険料の金額－剰余金等  旧契約：平成23年12月31日以前の契約  新契約：平成24年１月１日以後の契約  ・同じ契約内容に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、左記の計算式に基づき旧契約・新契約ごとに控除額を計算して、合計します。その場合の限度額は28,000円です。  ・ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用することができます。 |
| ⑥地震保険料控除 | | 次の区分に応じて計算した控除額の合計額　(合計限度額 25,000円)  B長期損害保険契約等分  +  A地震保険契約分   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区分 | 支払保険料額 | 控除額 | | A 地震保険 | 50,000円以下 | 支払額×1/2 | | 50,001円以上 | 25,000円 | | B 長期損害保険 | 5,000円以下 | 支払額の全額 | | 5,001円～15,000円 | 支払額×1/2＋2,500円 | | 15,001円以上 | 10,000円 | | ・長期損害保険については、平成18年12月31日以前に締結した、満期返戻金のある10年以上の契約に係るものについて適用します。  ・一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。 |
| ⑦障がい者控除 | | １人につき　260,000円  （特別障がい者は300,000円、特別障がい者が同居の扶養親族である場合は530,000円） | ・本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障がい者である場合に適用されます。  ・扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。 |
| ⑧寡婦・寡夫控除 | | 260,000円  （一定の要件に該当する寡婦については300,000円） | 一定の要件とは、合計所得金額が500万円以下で、扶養親族である子がいる場合をいいます。 |
| ⑨勤労学生控除 | | 260,000円 | 合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得金額が10万円以下の学生にのみ適用されます。 |
| ⑩配偶者控除 | | 納税者本人の合計所得金額に応じた控除額   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 納税者本人の合計所得金額 | | | | 900万円以下 | 900万円超  950万円以下 | 950万円超  1,000万円以下 | | 一般 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | | 老人（※） | 38万円 | 26万円 | 13万円 |   (※)年齢70歳以上の方 | 控除対象配偶者のある人に適用されます。 |
| ⑪配偶者特別控除 | | 配偶者の合計所得金額に応じた控除額   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 配偶者の合計所得金額 | 納税者本人の合計所得金額 | | | | 900万円以下 | 900万円超  950万円以下 | 950万円超  1,000万円以下 | | 380,001円～900,000円 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | | 900,001円～950,000円 | 31万円 | 21万円 | 11万円 | | 950,001円～1,000,000円 | 26万円 | 18万円 | 9万円 | | 1,000,001円～1,050,000円 | 21万円 | 14万円 | 7万円 | | 1,050,001円～1,100,000円 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | | 1,100,001円～1,150,000円 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | | 1,150,001円～1,200,000円 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | | 1,200,001円～1,230,000円 | 3万円 | 2万円 | 1万円 | | 1,230,001円以上 | 0万円 | 0万円 | 0万円 | | 本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限られます。また、生計を一にする配偶者のうち、次に掲げる者は除かれます。  ①他の納税者の扶養親族とされる配偶者  ②青色事業専従者に該当する配偶者で専従者給与の支払を受ける者又は白色事業専従者に該当する配偶者  ③配偶者自身がこの控除を受ける場合におけるその配偶者 |
| ⑫扶養控除 | | 次の区分に応じた控除額   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区分 | 控除額 | 該当者 | | 一般 | 33万円 | 16歳以上で下記以外の人 | | 特定 | 45万円 | 19歳以上23歳未満の人 | | 老人 | 38万円 | 70歳以上の人 | | 同居老親等 | 45万円 | 老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している（祖）父母等 | | ・扶養親族のある人に適用されます。  ・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。 |
| ⑬基礎控除 | | 330,000円 |  |

※　次に掲げる人は、控除対象配偶者及び扶養親族から除かれます。

　　１　合計所得金額が38万円を超える人

　　２　青色事業専従者に該当する者で専従者給与の支払を受ける人又は白色事業専従者に該当する人

**■ 納める方法**

**● 申　告**

府内市町村内に住所を有する人は、原則として、３月15日までに住所地の市町村に申告書(市町村民税と同一用紙)を提出しなければなりません。

所得税の確定申告をした人や給与所得のみの人は、申告書を提出する必要はありません。ただし、所得税の確定申告をした人が上場株式等の配当所得や特定株式等譲渡所得について所得税と異なる課税方式を選択する場合は、確定申告とは別に市町村民税・府民税の申告が必要です。

**● 納　税**

市町村から送付される納税通知書(納付書)により、年４回（通常は、６月、８月、10月及び１月）（注）に分けて市町村民税とあわせて納めます。

ただし、給与所得者は、６月から翌年５月までの毎月の給与から特別徴収されます。

（注）　各市町村の条例により異なる納期を定めている場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| **※個人住民税の特別徴収について**  個人住民税(個人道府県民税と個人市町村民税を併せた地方税のことです。)の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。  事業主(給与支払者)は、原則として、法人・個人を問わず、特別徴収義務者として全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります(地方税法第321条の４)。 | |
| **法人府民税** | |

**■ 納める人**

均等割と法人税割とがあり、次の法人が納めます。

|  |  |
| --- | --- |
| **納税義務者** | **納める税額** |
| 府内に事務所又は事業所を有する法人  公益法人等（商工会議所等）又は人格のない社団等（青年団、ＰＴＡ、県人会等）で収益事業を営むものを含む | 均等割額  法人税割額 |
| 府内に事務所又は事業所を有する公益法人等で収益事業を営まないもの | 均等割額 |
| 府内に事務所又は事業所を有する公共法人（日本放送協会、日本下水道事業団等） |
| 府内に寮等がある法人で府内に事務所又は事業所を有しないもの |

**■ 納める額**

**● 均等割**

資本金等の額（注）に応じて、５段階の税率が定められています。

※　事務所又は事業所を有していた期間が１年に満たない場合は、月割によって算定します。

|  |  |
| --- | --- |
| **法人の資本金等の額の区分** | **税率** |
| 公益法人等や1,000万円以下である法人等 | ２万円 |
| 1,000万円を超え１億円以下の法人 | 7.5万円 |
| １億円を超え10億円以下の法人 | 26万円 |
| 10億円を超え50億円以下の法人 | 108万円 |
| 50億円を超える法人 | 160万円 |

(注)資本金等の額については、法人事業税（７ページ参照）の■納める額（注３）を参照してください。

**● 法人税割：法人税額　× 税率 ＝ 法人税割額**

**税　率：２％（令和元年９月30日以前に開始する事業年度は4.2％）**

ただし、事業年度末の資本金の額が１億円以下の法人で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額の総額が年2,000万円以下の法人は１％（令和元年９月30日以前に開始する事業年度は3.2％）

|  |
| --- |
| **◆　法人府民税（均等割）の超過課税について**  大阪府では、がんばる中小企業を支えるためのセーフティネットや新たな産業の振興等、大阪経済の成長に向けた施策を実施するため、法人府民税（均等割）について超過課税を実施しています。  **◆　法人府民税（法人税割）・法人事業税の超過課税について**  大阪府では、道路網や公共交通等企業の経済活動を下支えする都市基盤整備の財政需要に対応していく必要があるため、一定の法人の税負担に配慮した上で、法人府民税（法人税割）及び法人事業税について超過課税を実施しています。 |

**■ 納める方法**

次の期限までに府税事務所に申告し、納めます。

|  |  |
| --- | --- |
| **申告の種類** | **申告と納税の期限** |
| １　中間申告（事業年度が６か月を超え、法人税の中間申告の義務がある法人） | 事業年度開始の日以後６か月を経過した日から２か月以内 |
| ２　確定申告 | 事業年度終了の日から２か月以内 |

**●　大法人の電子申告義務化について**

　　　令和２年４月1日以後に開始する事業年度分から、大法人が行う法人府民税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければなりません。

　　◆対象となる大法人

　　　① 事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人

　　　② 相互会社、投資法人、特定目的会社

　　◆対象となる申告書等は、確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている全ての書類です。

　　◆電子申告により申告書が提出されない場合には、不申告として取扱うこととなりますので、ご注意ください（障害等により、eLTAXの利用が困難な場合等を除きます。）。

|  |
| --- |
| **利子等に係る府民税　府民税利子割** |

**■ 納める人**

利子等の支払を受ける人（個人）が府内にある金融機関等の営業所等を通じて納めます。

（注）平成28年１月１日以後に支払を受けるべき利子等については、法人は対象外となりました。

**■ 納める額**

**支払を受けるべき利子等の額（課税標準額）×　税率　＝　税額**

**● 支払を受けるべき利子等**

①銀行や信用金庫等の預貯金等の利子

②特定公社債（注１）以外の公社債の利子

③金融類似商品（定期積金、抵当証券、一時払養老（損害）保険等）の利息､差益等

※平成28年１月１日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、府民税利子割の課税対象から除外され、府民税配当割の課税対象となりました。

（注1）「特定公社債等」とは、「特定公社債」（国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）等の一定の公社債）、「公募公社債投資信託の受益権」、「証券投資信託以外の公募投資信託の受益権」及び「特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。）の社債的受益権」をいいます。

次の利子等は非課税となります。

|  |
| --- |
| 障がい者、遺族年金等を受ける寡婦等の非課税制度に係る利子等（少額預金非課税制度、少額公債非課税制度の元本それぞれ350万円以下） |
| 勤労者財産形成貯蓄の非課税制度に係る利子等（財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄の元本合計550万円以下） |
| 非居住者 |
| その他所得税において非課税とされる利子等 |

**● 税　率：５％**※　別に所得税及び復興特別所得税が15.315％の税率でかかります。

**■ 納める方法**

利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等（特別徴収義務者）が、利子等の支払の際に、その額から利子等に係る府民税（府民税利子割）を徴収し、その翌月10日までに府へ納めます。

|  |
| --- |
| **特定配当等に係る府民税　府民税配当割** |

**■ 納める人**

特定配当等の支払を受ける人（個人）が、特定配当等の支払を行う上場法人等を通じて納めます。

**■ 納める額**

**支払を受けるべき特定配当等の額（課税標準額）×　税率　＝　税額**

**● 支払を受けるべき特定配当等**

①上場株式等の配当等

②投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配

③特定投資法人の投資口の配当等

④特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの

⑤特定公社債の利子

⑥特定口座外の割引債の償還金

※　平成28年１月１日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、府民税利子割の課税対象から除外され、府民税配当割の課税対象となりました。また、割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）については、その割引債の償還の際、その償還金に係る差益金額に対して府民税配当割が課税されることとなりました。

**● 税　率：５％**※　別に所得税及び復興特別所得税が15.315％の税率でかかります。

**■ 納める方法**

特定配当等の支払をする上場法人等（特別徴収義務者）が、特定配当等の支払の際に、その額から特定配当等に係る府民税（府民税配当割）を徴収し、その翌月10日までに府へ納めます。

ただし、源泉徴収選択口座内配当等については、源泉徴収選択口座が開設されている証券会社等（特別徴収義務者）が特定配当等の支払の際に、その額から特定配当等に係る府民税（府民税配当割）を徴収し、１年分をまとめてその翌年の１月10日までに府へ納めます。

|  |
| --- |
| **特定株式等譲渡所得金額に係る府民税　府民税株式等譲渡所得割** |

**■ 納める人**

特定株式等譲渡所得金額の支払を受ける人（個人）が、特定株式等譲渡所得金額の支払を行う会社等の本社を通じて納めます。

**■ 納める額**

**支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額（課税標準額）×　税率　＝　税額**

**● 支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額**

①源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡の対価

②源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益

**● 税　率：５％**※　別に所得税及び復興特別所得税が15.315％の税率でかかります。

**■ 納める方法**

特定株式等譲渡所得金額の支払をする会社等（特別徴収義務者）が、特定株式等譲渡所得金額の支払の際に、その額から特定株式等譲渡所得金額に係る府民税（府民税株式等譲渡所得割）を徴収し、１年分をまとめてその翌年の１月10日までに府へ納めます。

|  |
| --- |
| **法人事業税** |

**■ 納める人**

府内に事務所又は事業所を設けて、事業を営む法人が納めます。

ただし、公益法人等（商工会議所等）又は人格のない社団等（青年団、ＰＴＡ、県人会等）は、収益事業を営む場合に限り納めます。

**■ 納める額**

**● 所得を課税の基礎とする法人：所得　× 税率 ＝ 税額**

**● 電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人(注１)：収入金額　× 税率 ＝ 税額**

**● 付加価値額(注2)、資本金等の額(注3)及び所得を課税の基礎とする法人（外形標準課税）**

**：（付加価値額　× 税率）＋（資本金等の額　×　税率）＋（所得　×　税率） ＝ 税額**

（注１）電気供給業のうち、小売電気事業及び発電事業を行う法人（以下「小売・発電事業法人」といいます。）の令和２年４月１日以後に開始する事業年度については、以下の計算方法となります。

①　②以外の法人：（収入金額　×　税率）　＋　　（所得　×　税率）　＝ 税額

② 各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が１億円超の普通法人（みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。）：（収入金額　×　税率）　＋　（付加価値額(注2)　× 税率）　＋　（資本金等の額(注3)　×　税率）　＝ 税額

（注２）付加価値額とは、収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）に単年度損益を加えたものをいいます。

（注３）資本金等の額とは、「法人税法第２条第16号に規定する額（連結法人については、同条第17号の２に規定する額）から無償増減資等の額を加減算した額）」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。

なお、保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額として地方税法施行令第６条の25の規定により算定した金額をいいます。

**● 税　率**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 法人の  種類 | 所得等の区分 | | | 税率（％） | | | | | |
| 令和元年10月１日以後に  開始する事業年度 | | 平成28年４月１日から  令和元年９月30日まで  の間に開始する事業年度 | | | |
| 超過税率 | 不均一課税適用法人の  税率(注５)／標準税率 | 超過税率 | 不均一課税適用法人の  税率(注５)／標準税率 | |
| 所得金額  課税法人 | 普通法人(注１)  公益法人等  人格のない社団等 | 所得割 | 軽減税率  適用法人 | 年400万円以下の所得 | 3.75 | 3.5 | 3.65 | | 3.4 | |
| 年400万円を超え  年800万円以下の所得 | 5.665 | 5.3 | 5.465 | | 5.1 | |
| 年800万円を超える所得 | 7.48 | ７ | 7.18 | | 6.7 | |
| 軽減税率不適用法人(注４) | |
| 特別法人(注１) | 所得割 | 軽減税率  適用法人 | 年400万円以下の所得 | 3.75 | 3.5 | 3.65 | | 3.4 | |
| 年400万円を超える所得 | 5.23 | 4.9 | 4.93 | | 4.6 | |
| 軽減税率不適用法人(注４) | |
| 収入金額  課税法人 | 電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人（注２） | 収入割 | 収入金額 | | 1.065 | １ | 0.965 | | 0.9 | |
| 外形標準課税  適用法人(注３) | | 所得割 | 軽減税率  適用法人 | 年400万円以下の所得 | 0.495 | 0.4（注６） | 0.395 | | 0.3（注６） | |
| 年400万円を超え  年800万円以下の所得 | 0.835 | 0.7（注６） | 0.635 | | 0.5（注６） | |
| 年800万円を超える所得 | 1.18 | １（注６） | 0.88 | | 0.7（注６） | |
| 軽減税率不適用法人(注４) | |
| 付加価値割 | | | 1.26 | ― | 1.26 | | ― | |
| 資本割 | | | 0.525 | ― | 0.525 | | ― | |

（注１）特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人等です。普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人です。

（注２）小売・発電事業法人の令和２年４月１日以後に開始する事業年度については、次ページの税率表を用いて計算します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人の種類 | | 所得等の区分 | | 税率（%） | |
| 超過税率 | 不均一課税適用法人の税率(注５)／標準税率 |
| 小売・発電  事業法人  （収入金額課税法人） | 下記以外の法人 | 収入割 | 収入金額 | 0.8025 | 0.75 |
| 所得割 | 所得金額 | 1.9425 | 1.85 |
| 各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が１億円を超える普通法人（みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。） | 収入割 | 収入金額 | 0.8025 | 0.75（注６） |
| 付加価値割 | | 0.3885 |  |
| 資本割 | | 0.1575 |  |

（注３）外形標準課税適用法人とは、各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が１億円超の普通法人（みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。）の行う事業（収入金額課税される電気・ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除きます。）に対して課税される法人をいいます。

（注４）軽減税率不適用法人とは、資本金の額が1,000万円以上であって３以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人をいいます。軽減税率適用法人とは、軽減税率不適用法人以外の法人です。

（注５）不均一課税適用法人は、次表の基準にあてはまる法人をいいます。

|  |  |
| --- | --- |
| 所得金額課税法人 | 資本金の額が１億円以下（特別法人、公益法人等、人格のない社団等は１億円以下として取り扱う）で、かつ、所得の総額が年 5,000 万円以下の法人 |
| 収入金額課税法人 | 資本金の額が１億円以下で、かつ、収入金額の総額が年４億円以下の法人 |

（注６）大阪府では事業税への適用はありませんが、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。

**■ 納める方法**

法人府民税と同じ期限（４ページ参照）までに府税事務所へ申告し、納めます。

* **大法人の電子申告義務化について**

令和２年４月1日以後に開始する事業年度分から、大法人が行う法人事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければなりません。

◆対象となる大法人

①事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人

②相互会社、投資法人、特定目的会社

◆対象となる申告書等は、確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている全ての書類です。

◆電子申告により申告書が提出されない場合には、不申告として取扱うこととなりますので、ご注意ください（障害等により、eLTAXの利用が困難な場合等を除きます。）。

|  |
| --- |
| **個人事業税** |

**■ 納める人**

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる個人が納めます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一種事業（37業種） | | | |  | 第二種事業（３業種） | | | | | |
| 物品販売業 | 保険業 | 金銭貸付業 | 物品貸付業 |  | 畜産業 | | 水産業 | | 薪炭製造業 | |
| 不動産貸付業 | 製造業 | 電気供給業 | 土石採取業 |  | 第三種事業（30業種） | | | | | |
| 電気通信事業(放送事業を含む。) | | 運送業 | 運送取扱業 |  | 医業 | 歯科医業 | | 薬剤師業 | | 獣医業 |
| 船舶定係場業 | 倉庫業 | 駐車場業 | 請負業 |  | 弁護士業 | 司法書士業 | | 行政書士業 | | 公証人業 |
| 印刷業 | 出版業 | 写真業 | 席貸業 |  | 弁理士業 | 税理士業 | | 公認会計士業 | | 計理士業 |
| 旅館業 | 料理店業 | 飲食店業 | 周旋業 |  | 社会保険労務士業 | コンサルタント業 | | 設計監督者業 | | 不動産鑑定業 |
| 代理業 | 仲立業 | 問屋業 | 両替業 |  | デザイン業 | 諸芸師匠業 | | 理容業 | | 美容業 |
| 公衆浴場業(第三種事業以外のもの) | | 演劇興行業 | 遊技場業 |  | クリーニング業 | 公衆浴場業（銭湯） | | 歯科衛生士業 | | 歯科技工士業 |
| 遊覧所業 | 商品取引業 | 不動産売買業 | 広告業 |  | 測量士業 | 土地家屋調査士業 | | 海事代理士業 | | 印刷製版業 |
| 興信所業 | 案内業 | 冠婚葬祭業 |  |  | あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、  柔道整復その他の医業に類する事業 | | | | | 装蹄師業 |
|  |  |  |  |  |

**■ 納める額**

**（前年の所得金額－事業主控除額）× 税率 ＝ 税額**

**● 事業主控除額：290万円**

ただし、事業を行った期間が１年に満たない場合は、月割額となります。

**● 税　率：第一種事業…５％　　第二種事業…４％　　第三種事業…５％**

ただし、第三種事業のうち、あん摩等医業に類する事業及び装蹄師業は３％となります。

※　所得金額の計算は、原則として、所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。

※　青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額も、原則として、所得税の場合と同じです。

※　所得税の青色申告特別控除額は、個人事業税では適用がありません。

**■ 納める方法**

**● 申　告**

３月15日までに府税事務所に申告書を提出しなければなりません。

ただし、次の人は、申告書を提出する必要はありません。

①　所得税の確定申告書又は個人住民税の申告書を提出した人

②　収入金額から必要経費を差し引いた金額が290万円（事業主控除額）以下の人

**● 納　税**

納期は、原則として８月、11月の年２回です。８月に府税事務所から送付する納税通知書により各納期に納めます。

税額（年税額）が１万円以下の場合は、８月にその全額を納めます。

※11月に納める納付書は8月送付時に同封しています。なお、これと異なる月に納税通知書を送付する場合は送付される納税通知書に定める納期によります。

|  |
| --- |
| **地方消費税** |

**■ 納める人**

消費税と同様、国内で行われる資産の譲渡や役務の提供等の国内取引と、外国貨物の引取りのいずれにも課税されますが、国内取引に課されるものを「譲渡割」、外国貨物の引取りに課されるものを「貨物割」といい、次の人が納めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 納める人 |
| 譲　渡　割 | 課税資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人 |
| 貨　物　割 | 課税貨物を保税地域から引き取る個人及び法人 |

　　地方消費税は、国内における商品の販売やサービスの提供等にかかる間接税で、税金分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担します。

**■ 納める額**

**消費税額（課税標準額）　×　税率　＝　税額**

**● 税　率**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 適用期間 | 令和元年10月１日から | | 令和元年9月まで |
| 標準税率 | 軽減税率 |
| 地方消費税率 | 2.2％（消費税額の78分の22） | 1.76％（消費税額の78分の22） | 1.7％（消費税額の63分の17） |
| 消費税率 | 7.8％ | 6.24％ | 6.3％ |
| 合　　計 | 10％ | 8％ | ８％ |

　　　令和元年10月１日以降、地方消費税の税率は消費税額の78分の22です。

**■ 納める方法**

「譲渡割」については住所地又は本店所在地を所轄する税務署に、「貨物割」については所轄の税関に、消費税と合わせて申告し、納めます。この納付された地方消費税については、国から税務署や保税地域の所在する都道府県に払い込まれます。

|  |
| --- |
| **※地方消費税率の引上げについて**  少子高齢化が急速に進展する中で国民の誰もが安心して暮らすことができるよう、国とともに社会保障を担う地方の財源を確保するため、消費税率の引上げに伴って地方消費税率が段階的に引き上げられました。  引上げ分に係る地方消費税収入については、社会保障４経費（注）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいいます。）に要する経費に充てることとされています。  （注）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 |

|  |
| --- |
| **不動産取得税** |

**■ 納める人**

不動産（土地や家屋）を売買、交換、贈与、新築、増築、改築等によって取得した場合に、その取得者が納めます。

不動産の取得とは、不動産の所有権を取得した場合をいうもので、登記の有無、有償・無償、取得の理由は問いません。例えば、土地や家屋の所有権移転登記を省略した場合や建築した家屋を登記しない場合にも、課税対象となります。

**■ 納める額**

**不動産の価格（課税標準額）　×　税率　＝　税額**

**● 不動産の価格**

課税標準額となる価格は、購入価格や建築工事費等の価格ではなく、原則として、不動産を取得したときの市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。（固定資産税の課税標準額ではありません。）

ただし、宅地や宅地比準土地（注）の取得が令和３年３月31日までの間に行われた場合については、固定資産課税台帳に登録されている価格の２分の１が課税標準額になります。

（注） 宅地比準土地とは、宅地以外の土地で、取得した時の課税標準となる価格の決定が、当該土地とその状況が類似する宅地の課税標準とされる価格に比準して行われる土地をいいます。

なお、課税標準となるべき額が次の場合は、課税されません（免税点）。



**● 税　率：４％（標準税率）**

ただし、特例措置により取得した日に応じて、下表の税率が適用されます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類  取得した日 | 土　地 | 家　屋 | |
| 住　宅 | 住宅以外 |
| 平成20年４月１日～令和３年３月31日 | ３％ | ３％ | ４％ |

**● 軽減措置**

一定の要件に該当する住宅及びその土地を取得した場合、公共事業のために不動産を譲渡しその代替不動産を取得した場合、災害により滅失した不動産の代替不動産を取得した場合等、一定の場合には不動産取得税の軽減措置を受けることができます。

**■ 納める方法**

**● 申　告**

取得した日から20日以内に最寄りの府税事務所へ「不動産取得申告書」を提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 府税　手続き |  | 検索 |

申告書は府税事務所に備え付けているほか、府税のホームページからもダウンロードできます。

**● 納　税**

府から送付される納税通知書（納付書）により、指定された期日（納期限）までに納めます。

**■ 新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて**

　　○　耐震基準不適合既存住宅を取得した場合で、新型コロナウイルス感染症の影響による耐震改修の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、次に掲げる要件全てを満たしたときは徴収猶予及び軽減措置を受けることができます。

　　　①　耐震改修に係る契約を、耐震基準不適合既存住宅を取得の日から５ヶ月を経過する日又は令和２年４月30日から２ヶ月を経過する日（令和２年６月30日）のいずれか遅い日までに締結していること

　　　②　耐震改修完了後６ヶ月以内に、「耐震基準に適合していることの証明書」及び「耐震改修・入居が遅れたことを証する書類」を府税事務所に提出すること

　　　③　耐震改修完了後、令和４年３月31日までに取得者個人が居住すること（改修完了の日から６ヶ月以内に取得者個人が居住する場合に限る）

○　上記のほか、新型コロナウイルス感染症等の影響により建設工事の工期が遅延した場合等で、法令に規定される減額の対象とならなくなった場合等についても軽減される場合があります。

|  |
| --- |
| **不動産取得税のよくあるお問合せ**  Q：親が死亡したため、子どもの私が親が所有していた不動産を相続しましたが、このような場合、私に不動産取得税は課税されるのでしょうか。  A：相続（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む。）による不動産の取得については、非課税です。  Q：配偶者から不動産の贈与を受けましたが、配偶者控除に該当するため、贈与税（国税）は課税されませんでした。不動産取得税も同じように課税されないのですか？  A：婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与で、一定の要件に該当するときは、贈与税が課税されない場合がありますが、不動産取得税には同様の制度がありませんので、課税されます。 |

|  |
| --- |
| **～不動産取引に携わっておられる皆様へ～**  **不動産取得税の納税に関する納税管理人制度の周知について（ご協力のお願い）** |
| 国外に住所等を有する方が大阪府内の不動産を取得された際には、不動産を取得された方（又はその代理人の方等）に、  **○　大阪府から不動産取得税が課税されること**  **○　納税の手続として、納税管理人制度があること**をお伝えください！  **納税管理人制度とは**  ・　不動産取得税の納税義務者が大阪府内に住所等を有しない場合は、納税管理人を指定し、その方に  不動産取得税の納税に関する事項を処理していただく制度です。（大阪府税条例第42条の10）  ・　納税管理人の指定には、「納税管理人申告・承認申請書」を物件地を所管する府税事務所に提出いた  だく必要があります。  **ご協力をお願いします**  近年、国外に住所等を有する方が大阪府内の不動産を取得されるケースが増加していますが、「納税管理人」の  指定に係る申告等のご案内のための連絡を取ることが困難な場合が多く、対応に苦慮しています。  ○　不動産を取得された方（又はその代理人の方等）に、  **物件地を所管する府税事務所までご連絡いただくよう助言**　をお願いいたします。  ○　不動産を取得された方（又はその代理人の方等） に、  **「不動産取得申告書」及び「納税管理人申告・承認申請書」　をご提出いただくよう助言**  をお願いいたします。（この２種類の申告書等をお渡しいただけると幸いです。）  （注）　物件地を所管する府税事務所については、府税あらかると「お問合せ先」をご参照ください。 |

|  |
| --- |
| **たばこ税** |

**■ 納める人**

卸売販売業者等（日本たばこ産業㈱、たばこの輸入業者及び卸売販売業者）が府内の小売販売業者等に製造たばこを売り渡した場合等に納めます。

**■ 納める額**

**売り渡し等をした製造たばこ本数（課税標準）　×　税率　＝　税額**

**● 税　率**

【製造たばこにかかる税率】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 税　目 | 税　率（1,000本当たり） | | |
| ~R２.9.30 | R２.10.１~ | R３.10.１～ |
| 府税 | 府たばこ税 | 930円 | 1,000円 | 1,070円 |
| 国税 | たばこ税 | 5,802円 | 6,302円 | 6,802円 |
| たばこ特別税 | 820円 | 820円 | 820円 |
| 市町村税 | 市町村たばこ税 | 5,692 円 | 6,122円 | 6,552円 |

※　税制改正により、激変緩和等の観点や予見可能性への配慮から経過措置が講じられ、上表のとおり段階的に税率が引き上げられます。

**■ 納める方法**

卸売販売業者等が毎月末日までに前月分をとりまとめて申告し、納めます。

|  |
| --- |
| **※たばこ１箱に含まれる税金（１箱20本入490円のたばこの場合）**  税抜価格  180.58円  市町村たばこ税  113.84円  たばこ税（国税）  116.04円  府たばこ税  18.6円  たばこ特別税  （国税）  16.4円  消費税  44.54円  （令和２年４月現在） |

|  |
| --- |
| **ゴルフ場利用税** |

**■ 納める人**

ゴルフ場を利用した人が納めます。ただし、次の人が利用する場合は非課税となります。

１　年齢18歳未満の人

２　年齢70歳以上の人

３　身体障がい者手帳等の交付を受けている人

４　国民体育大会に参加する選手が国民体育大会の競技又は公式の練習としてゴルフを行う場合

５　学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合

６　国際競技大会に参加する選手が当該国際競技大会の競技又は公式の練習としてゴルフを行う場合

※　ただし、非課税の適用を受けるには、当該利用者が１から６のいずれかに該当することを証明する必要があります。

※　学校教育法第１条に規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短大を含む。）及び高等専門学校のことです。

※　国際競技大会は、閣議において決定又は了解されたものに限られます。

**■ 納める額**

**● 税　率**

利用料金、ホール数等を基準とした等級により税率が定められています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 等　級 | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 | ７級 |
| 税率（１人１日につき） | 1,200円 | 1,150円 | 1,000円 | 800円 | 650円 | 450円 | 350円 |

**■ 納める方法**

ゴルフ場の経営者（特別徴収義務者）が、利用料金と合わせて徴収し、毎月15日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

|  |
| --- |
| **軽油引取税** |

**■ 納める人**

以下の人が納めます。

１　特約業者又は元売業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行う人

２　軽油に軽油以外のものを混和して製造された軽油を販売した人

３　製造した軽油を消費又は譲渡した特約業者及び元売業者以外の人

４　自動車の燃料として軽油以外の燃料油を販売又は消費した人

５　軽油の輸入をした特約業者及び元売業者以外の人　　　　等

**■ 納める額**

１キロリットルにつき……………（特例税率）32,100円　（本則税率）15,000円

原則として「特例税率」が適用されますが、揮発油の平均小売価格（注）が３か月連続して、１リットルにつき160円を超えることとなった場合には、財務大臣の告示を受け、「本則税率」が適用されます。

そして、その後、揮発油の平均小売価格が３か月連続して、１リットルにつき130円を下回ることとなった場合には、財務大臣の告示を受け、「特例税率」の適用が再開されます。

なお、当該規定は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用が停止されています。

（注）「揮発油の平均小売価格」とは、小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第６号）第１条に規定する小売物価統計調査の各月の結果として公表された都市別の自動車ガソリンの小売価格（消費税込）を合計し、それを当該都市の数で除して得た額をいいます。なお、「小売物価統計調査」の結果は、総務省のホームページで閲覧できます。

また、次の用途に軽油を使用する場合で、免税証の交付を受けた場合に免税となります。

(1) 石油化学製品を製造する事業者がエチレン等の石油化学製品を製造するための原材料

(2) 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源

(3) 農業・林業用機械の動力源

(4) 鉱物の掘採事業・とび土工工事業等のための用途　　等

（注）上記(2)～(4)の免税措置については令和3年３月31日までとなっています。

⑤免税証の提出

なにわ北府税事務所

免税軽油使用者

免税証に記載されている軽油の販売業者

①免税軽油使用者証の交付申請

②免税軽油使用者証の交付

③免許証の交付申請

④免税証の交付

⑥免税軽油の引渡し

**■ 納める方法**

上記１の人に課される税金は、特別徴収義務者（特約業者や元売業者）が軽油の代金と合わせて徴収し、毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

上記２～４の人に課される税金は、その人が毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

上記５の人に課される税金は、その人が軽油の輸入の時までに当該輸入分をなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

|  |
| --- |
| **自動車税（環境性能割）** |

**■ 納める人**

自動車を取得した人が納めます。ただし、特殊自動車（ロードローラー、ブルドーザー等）と二輪車にはかかりません。なお、自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が取得者とみなされ、買主が納めます。

**■ 納める額**

**自動車の取得価額（課税標準額）　×　税率　＝　税額**

**● 自動車の取得価額**

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっている物（例えば、ラジオ、ステレオ、カーナビ、エアコン等）の価額は含まれますが、スペアタイヤ、シートカバー、マット、標準工具等の付属物の価額は含まれません。ただし、無償で取得した場合や縁故者から格安で買った場合等は、通常の取引価額が取得価額となります。なお、自動車の取得価額が50万円以下の場合は、免税となります。

**● 自動車税（環境性能割）の税率について**

自動車税（環境性能割）は、その自動車の環境への負荷等の程度に応じて税率が決定します。

また、需要平準化対策のため、令和元年10月１日～令和３年３月31日に取得した自家用乗用車にかかる自動車税（環境性能割）の税率を１％軽減します。（下表の太字で記載している税率が適用されます。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 税率 | | |
| 自家用 | | 営業用 |
| 登録車 | 軽自動車 |
| 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排出ガス規制からNOx10％低減達成）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合） | | 非課税 | 非課税 | 非課税 |
| ガソリン自動車  LPG自動車 | 令和２年度燃費基準達成＋20％達成 |
| 令和２年度燃費基準達成＋10％達成 | **非課税**（1％） |
| 令和２年度燃費基準達成 | **１％**（２％） | **非課税**（１％） | 0.5％ |
| 平成27年度燃費基準達成＋10％達成 | **２％**（３％） | **１％**（２％） | 1％ |
| 上記以外 | | 2％ |

※　（）内は、需要平準化対策の適用期間終了後（令和３年４月１日以降）の税率を記載しています。

※　税率表及び税率の特例措置の詳細については、府税のホームページ「府税あらかると」等をご覧ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大阪府　自動車税（環境性能割） |  | 検索 |

**■ 納める方法**

自動車の登録の際などに、自動車税事務所に申告書を提出し、納めます。

|  |
| --- |
| **自動車税（種別割）** |

**■ 納める人**

自動車の使用の本拠を府内に登録している自動車を所有している人が納めます。

自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主が納めます。

自動車を譲渡（移転登録）した場合は、当該年度の自動車税（種別割）は旧所有者に、翌年度から新所有者に課税されます。

なお、軽自動車等は、軽自動車税（種別割）（市町村税）が課税されます。

**■ 納める額**

自動車の種別、用途、総排気量等によって税率（年税額）が定められています。

なお、自動車を新規に登録した場合や自動車を抹消する登録（廃車）をした場合には、月割計算により課税又は減額されます。

**■ 自動車税（種別割）の税率について**

令和元年10月以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車の税率が以下の表のとおり変更となりました（恒久減税）。

なお、令和元年９月以前に新車新規登録を受けている自動車は、改正前の税率が適用されます。

（所有者が変わった場合も含め税率の変更はありません。）

【自動車税（種別割）　税率表】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 総排気量 | 改正前  初度登録年月が  令和元年9月以前 | 改正後  初度登録年月が  令和元年10月以降 | 差額 |
| 1リットル以下 | 29,500円 | 25,000円 | △4,500円 |
| 1リットル超1.5リットル以下 | 34,500円 | 30,500円 | △4,000円 |
| 1.5リットル超2リットル以下 | 39,500円 | 36,000円 | △3,500円 |
| 2リットル超2.5リットル以下 | 45,000円 | 43,500円 | △1,500円 |
| 2.5リットル超3リットル以下 | 51,000円 | 50,000円 | △1,000円 |
| 3リットル超3.5リットル以下 | 58,000円 | 57,000円 | △1,000円 |
| 3.5リットル超4リットル以下 | 66,500円 | 65,500円 | △1,000円 |
| 4リットル超4.5リットル以下 | 76,500円 | 75,500円 | △1,000円 |
| 4.5リットル超6リットル以下 | 88,000円 | 87,000円 | △1,000円 |
| 6リットル超 | 111,000円 | 110,000円 | △1,000円 |

**● 月割計算による課税：年税額　×（登録月の翌月から３月までの月数）／12**

**＝　月割税額（100円未満の端数金額は切り捨てる）**

**● 月割計算による還付：年税額から上記の月割計算による課税額を差し引いた金額です。**

**■ グリーン化税制**

環境に配慮した度合いにより自動車税（種別割）の負担が異なります。

**● 環境負荷の小さい自動車**

初めて新規登録（以下、「新車新規登録」といいます。）した下表の自動車について、新車新規登録した翌年度の税率が軽減され、軽減された年度の翌年度以降は通常の税率で課税されます。（軽減されるのは１年度分のみです。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 令和元年度に自動車を新車新規登録した場合  （令和２年度の税率が軽減されます。） | |
| 燃費性能  排ガス性能 | 令和２年度燃費基準＋10％達成 | 令和２年度燃費基準＋30％達成 |
| 平成17年排出ガス規制値より  75％以上性能が良い自動車 | 税率を概ね50％軽減 | 税率を概ね75％軽減　※ |
| 平成30年排出ガス規制値より  50％以上性能が良い自動車 |

※　電気自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を満たすクリーンディーゼル乗用車については、新車新規登録した翌年度の税率が概ね75%軽減されます。

**● 環境負荷の大きい自動車**

新車新規登録から11年を超えるディーゼル自動車及び13年を超えるガソリン自動車（LPG自動車を含む。）の税率は概ね15％（一般乗合用以外のバス及びトラックは概ね10％）高くなります。

なお、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車(ガソリン)、一般乗合用バス、被けん引自動車は除きます。令和２年度、自動車税（種別割）の重課対象となる自動車は下表のとおりです。初度登録については車検証でご確認ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象自動車 | 初度登録 |
| ディーゼル自動車 | 平成21年３月31日以前 |
| ガソリン・ＬＰＧ自動車 | 平成19年３月31日以前 |

**■ 納める方法**

**● 申　告**

自動車を新たに所有する場合や、譲渡・廃車をした場合は、自動車税事務所に自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出しなければなりません。

**● 納　税**

賦課期日（毎年４月１日）に自動車を所有している人は、４月から翌年３月までの１年分の税金（年額）を府から送付される自動車税（種別割）納税通知書で、５月に納めます。

新規登録時の月割計算による課税は、登録手続の際に自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出し、納めます。

**● 納付書の交付について**

自動車税（種別割）の納付書を窓口で交付する際には、自動車の登録番号と車台番号の下４桁を確認させていただきます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **≪インターネットで自動車税（種別割）納税通知書等の送付先の変更ができます！≫**  引越し等で住所が変わったときは、インターネット（府税のホームページ「府税あらかると」）で自動車税（種別割）納税通知書等の送付先の変更手続ができます。  住所変更の届出入力には、自動車の「登録番号」や「車台番号（下４桁）」が必要となりますので、自動車検査証（車検証）で確認してください。なお、自動車検査証の住所は、運輸支局等で住所変更の登録手続をしないと変更できません。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 大阪府　自動車税（種別割）住所変更届 |  | 検索 | |

|  |
| --- |
| **鉱区税** |

**■ 納める人**

府内の鉱区に対し、鉱業権（試掘権、採掘権）を有している人が納めます。

**■ 納める額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 税率 |
| ①砂鉱を目的としない鉱区 | 試掘鉱区 | 面積100アールごとに年200円 |
| 採掘鉱区 | 面積100アールごとに年400円 |
| ②砂鉱を目的とする鉱区 | | 面積100アールごとに年200円 |
| ③石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区 | | 上記区分①の税率の３分の２ |

**■ 納める方法**

なにわ北府税事務所から送付する納税通知書（納付書）により、５月に納めます。

|  |
| --- |
| **狩猟税** |

**■ 納める人**

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」による狩猟者の登録を受ける人が納めます。

※　狩猟税は目的税でその収入は、鳥獣の保護及び狩猟に関する施策に要する費用に充てられます。

**■ 納める額**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 免許の種類 | 種　別 | 税　率 |
| 第１種銃猟（注１） | ①　府民税の所得割額の納付を要する人  ②　①の人の同一生計配偶者又は扶養親族 | 16,500円 |
| ③　府民税の所得割額の納付を要しない人  ④　③の人の同一生計配偶者又は扶養親族  ⑤　②の人のうち、農林水産業に従事している人 | 11,000円 |
| 網猟　又は　わな猟 | ⑥　府民税の所得割額の納付を要する人  ⑦　⑥の人の同一生計配偶者又は扶養親族 | 8,200円 |
| ⑧　府民税の所得割額の納付を要しない人  ⑨　⑧の人の同一生計配偶者又は扶養親族  ⑩　⑦の人のうち、農林水産業に従事している人 | 5,500円 |
| 第２種銃猟（注２） |  | 5,500円 |

（注１）第一種銃猟…装薬銃

（注２）第二種銃猟…空気銃

※　第一種銃猟免許登録を受けた方が空気銃を使用する場合は、非課税となります。

※　次の方が狩猟者の登録を受ける場合は、令和6年３月31日までの間に限り、狩猟税が軽減されます。

　　　　　・　対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の方……課税を免除

　　　　　・　狩猟者登録申請書を提出する日前１年以内に許可捕獲等を行った方……上記税率に２分の１を乗じた税率

**■ 納める方法**

狩猟者の登録を受ける時に、登録申請書の提出と同時に納めます。

|  |
| --- |
| **府が課する固定資産税（大規模償却資産）** |

**■ 納める人**

賦課期日（毎年１月１日）現在、大規模の償却資産(注１)でその価格が市町村の課税限度額(注２)を超える償却資産を所有している法人等が納めます。

(注１)　一の市町村に所在する一の納税義務者が所有する償却資産で、固定資産税の課税標準となるべき額の合計額が課税定額

（市町村の人口の区分により定められている一定の金額）を超えるものをいいます。

(注２)　市町村が課税することができる限度額をいいます。この額は課税定額を原則としますが、市町村の財政事情によりこの課税定額を増額する特例があり、この場合、限度額は増額後の額になります。

**■ 納める額**

**市町村の課税限度額を超える部分の金額（課税標準額）　×　税率（標準税率1.4％）　＝　税額**

　※　市町村の課税限度額までの金額は、市町村が課税することとなります。

**■ 納める方法**

**● 申　告**

毎年１月31日までに、府税事務所へ申告します。

**● 納　税**

府から送付される納税通知書（納付書）により４月、７月、12月及び２月の年４回に分けて納めます。

※　特別の事情により別に納期を定める場合があります。

|  |
| --- |
| **宿泊税** |

大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、大阪府では平成29年１月から法定外目的税として宿泊税を導入しています。

**■ 納める人**

府内のホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設に宿泊する人が納めます。

**■ 納める額**

**宿泊数　×　税率　＝　税額**

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊料金（注１）（１人１泊） | 税　率 |
| 7,000円以上15,000円未満 | 100円 |
| 15,000円以上20,000円未満 | 200円 |
| 20,000円以上 | 300円 |

（注１）食事料金等を含まない、いわゆる素泊まりの料金と素泊まり料金にかかるサービス料をいいます。

※宿泊料金が1人1泊7,000円未満の宿泊には課税されません。

**■ 納める方法**

特別徴収義務者（ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設の経営者）が、宿泊者から宿泊料金と合わせて徴収し、毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

|  |
| --- |
| **府税を納めるには** |

府税は、各府税事務所のほか、以下の場所や方法で納めることができます。

**■ 金融機関**（令和２年４月１日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納付できる店舗等 | 区　分 | 名　称 |
| 国内に所在する  全店舗 | 銀行 | りそな、三菱ＵＦＪ、三井住友、あおぞら、みずほ、新生、関西みらい、池田泉州、七十七、  北陸、北國、福井、静岡、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、南都、紀陽、但馬、鳥取、山陰合同、中国、広島、山口、阿波、百十四、伊予、四国、肥後、大分、鹿児島、西日本シティ、  東京スター、富山第一、福邦、愛知、名古屋、中京、第三、徳島大正、みなと、香川、愛媛、  高知、三菱ＵＦＪ信託、みずほ信託、三井住友信託 |
| 商工組合中央金庫 | 商工組合中央金庫 |
| 労働金庫 | 近畿 |
| 府内に所在する  店舗等 | 信用金庫 | 信金中央金庫、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、永和、北おおさか、枚方、尼崎、京都 |
| 信用組合 | 全国信用協同組合連合会、大同、成協、大阪協栄、大阪貯蓄、のぞみ、大阪府医師、  近畿産業、ミレ |
| 農業協同組合 | 大阪府信用農業協同組合連合会、北大阪、高槻市、茨木市、大阪北部、大阪泉州、いずみの、堺市、大阪南、大阪中河内、グリーン大阪、北河内、大阪東部、九個荘、大阪市 |
| ゆうちょ銀行 | 大阪府内の各郵便局 |
| インターネット専業銀行 | | ジャパンネット（※） |

※ジャパンネット銀行は、Pay-easy（ペイジー）のみ対応しています。

**■ コンビニエンスストア等**

コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷がある納付書（30万円以下のもの）については、以下の国内のコンビニエンスストア等で納めることができます。

※コンビニエンスストア等で納付（納入）される場合は、**レジにて必ずレシートをお受取ください。**

**●　対象税目**

自動車税（種別割）、個人事業税、不動産取得税、法人二税、軽油引取税、府民税利子割、府民税配当割、

府民税株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、宿泊税

|  |
| --- |
| セブン‐イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、  ヤマザキデイリーストアー、ローソン、MMK設置店  ※MMK設置店とは、MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗のことです。 |

**■ スマートフォン決済アプリを利用した納付**

コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷がある納付書については、スマートフォン決済アプリ「PayB」を利用して納めることができます。手続の詳細や問合せ先は、下記ホームページをご覧ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大阪府　PayB |  | 検索 |

**●　対象税目**

コンビニエンスストア等と同一

**●　納付方法**

①スマートフォンやタブレット端末にアプリをダウンロードし、氏名、生年月日、口座情報等を事前登録します。

　（クレジットカードによる支払方法は利用できません。また、一部の金融機関を除き、法人口座の登録には対応していません。）

②アプリを起動し、コンビニエンスストア収納用バーコードを読み取ることで、あらかじめ登録した口座から即時決済されます。

※領収証書の発行は行いません。　領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等でご納付ください。

**■ インターネットからのクレジットカードによる納付（自動車税（種別割）のみ対応）**

「納付番号」と「確認番号」が記載されている自動車税（種別割）の納付書は、インターネットの専用サイト（「大阪府自動車税お支払サイト」）から以下のマークがついているクレジットカードで納めることができます。





手続の詳細や問合せ先は、下記のホームページをご覧ください。右記のＱＲコードを読み取ることでもアクセスできます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大阪府自動車税お支払サイト |  | 検索 |

納付確認が可能となるのは、お支払手続完了後、おおむね２週間後です。

自動車税（種別割）の税額の他に１件（１台）につき330円（税込）の決済手数料が必要です。

※領収証書の発行は行いません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等でご納付ください。

**■ Pay-easy（ペイジー）を利用した納付**

「Pay-easy（ペイジー）｣マークが表示されている納付書は、金融機関のＡＴＭやインターネットバンキングを利用して納めることができます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大阪府　ペイジー |  | 検索 |

詳細については、府税のホームページをご覧ください。

**●　対象税目**

法人二税・個人事業税・不動産取得税・自動車税（種別割）・軽油引取税・ゴルフ場利用税・府民税利子割・

府民税配当割・府民税株式等譲渡所得割・宿泊税

※　法人二税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、宿泊税について、納税義務者(特別徴収義務者)が税額を記入して納税する｢手書き納付書｣は、ペイジー収納に対応しておりません。ただし、申告期限の2週間前までに申告書の提出があり、納付書の発行依頼があった場合には、ペイジー対応の納付書の送付（交付）が可能となります。

**●　納付方法**

金融機関のＡＴＭ又はインターネットバンキングの画面案内に従い、納付書に記載された指定の数字を入力してください。

※領収証書の発行は行いません。　領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等でご納付ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **≪ATMをご利用の場合≫**  下記の銀行について、全国の店舗にあるＡＴＭで府税のお支払が可能です。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和２年４月１日現在）   |  | | --- | | りそな、三菱ＵＦＪ、三井住友、みずほ、関西みらい、南都、広島 |   ※　上記銀行のＡＴＭであっても、ペイジーに対応していない機種があります。  ※　納付手続の際、ＡＴＭ等の画面に表示される氏名又は名称のカナ表示が本来の読み仮名と異なる場合には、お手数ですが府税事務所又は大阪自動車税事務所までご連絡ください。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **≪インターネットバンキングをご利用の場合≫**  下記の金融機関について、インターネットバンキングで府税のお支払が可能です。（あらかじめ各金融機関と契約をしておく必要があります。）  （令和２年４月１日現在）   |  |  | | --- | --- | | 区　分 | 名　称 | | 銀行 | りそな、三菱ＵＦＪ、三井住友、関西みらい、池田泉州、みずほ、北陸、北國、福井、静岡、大垣共立、十六、  三重、滋賀、京都、南都、紀陽、鳥取、山陰合同、中国、広島、山口、阿波、百十四、伊予、四国、肥後、  鹿児島、東京スター（※）、福邦、愛知、名古屋（※）、中京、第三、徳島大正、みなと、香川、愛媛 | | 信用金庫 | 大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、永和、北おおさか、枚方、尼崎、京都 | | 信用組合 | 大同（※）、のぞみ、近畿産業 | | 農業協同組合 | 大阪府信用農業協同組合連合会、北大阪、高槻市、茨木市、大阪北部、大阪泉州、いずみの、堺市、大阪南、大阪中河内、グリーン大阪、北河内、大阪東部、九個荘、大阪市 | | 労働金庫 | 近畿 | | インターネット  専業銀行 | ジャパンネット |   ※　東京スター銀行、名古屋銀行、大同信用組合について、個人名義でインターネットバンキングの登録を行った場合は、府税のお支払ができません。 |

**■ 口座振替（個人事業税のみ対応）**

個人事業税は、口座振替により納付することができます。詳しくは、府税事務所へお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱税目 | 個人事業税 |
| 取扱金融機関 | 府税の収納事務を取り扱う銀行、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合の府内にある本･支店  ※ゆうちょ銀行（郵便局）では取り扱いできません。 |
| 取扱預金口座 | 普通預金、当座預金、納税準備預金 |
| 申込手続 | 「大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届」に必要事項を記入し、預金通帳使用印鑑を押印の上、  申し込んでください。  お申込みからおおむね３か月後の納付分から口座振替が開始されます。  なお、定期課税分の納期限は、８月末日(第１期分)と11月末日(第２期分)です。 |
| 振替日 | 納期限の日にご指定の預金口座から振り替えられます。  〔ご注意〕振替日に預金不足の場合は、振替不能となり、口座振替の取扱いができません。 |

※　「大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届」は、各府税事務所の窓口に備え付けているほか、府税のホームページからもダウンロードできます。

また、８月に送付いたします納税通知書にも同封しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 府税　口座振替関係申請書 |  | 検索 |

※　口座振替が完了したことの確認は、預金通帳でお願いします。また、税務署への申告の際には、領収証書等の府税を納付したことを証する書類を提示する必要はありません。

なお、口座振替が完了したことを確認する書面が必要な場合には、随時所管の府税事務所へお申し出ください。

「口座振替済確認書」を発行いたします。

※　金融機関によっては、一定期間振替（課税）がなかった場合は、再度口座振替の申込みが必要な場合があります。

|  |
| --- |
| **納税についてのよくあるお問合せ**  Ｑ：府税の納付書を紛失してしまった･･･再発行してもらえますか？  Ａ：最寄りの府税事務所にお越しいただければ再発行いたします。その場で納付もできます。また、電話で納付書を請求いただければ、再発行して送付いたします。納期限を過ぎてからお申し出いただいた場合には、延滞金がかかることがありますので、早めの連絡をお願いいたします。  なお、転居等により納付書を紛失された場合には、住所変更の届け出も併せてお願いいたします。  自動車税（種別割）の住所変更は、インターネットでも取扱いしております。 |

|  |
| --- |
| **延滞金** |

納期限までに府税を完納されない場合は滞納となり、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、滞納額（これに1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に次の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

○納期限の翌日から１か月を経過する日まで　･･･････　年7.3％（注１）（注２）

○納期限の翌日から１か月を経過した日以後　･･････　年14.6％（注１）

（注１）平成26年１月１日より、延滞金の割合は「各年の前年12月15日までに租税特別措置法第93条第２項の規定により財務大臣が告示した割合に年１％の割合を加算した割合」が年7.3％に満たない場合は、その年の割合（以下「特例基準割合」という。）を計算の基として、納期限の翌日から１か月を経過する日までは「特例基準割合に年１％の割合を加算した割合（年7.3％を上限）」となり、納期限の翌日から１か月を経過した日以降は「特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合」となります。

（注２）納期限の翌日から１か月を経過する日までの延滞金の割合は、平成12年１月１日から平成25年12月31日までの期間については、各年の前年11月30日を経過するときの日本銀行法（平成９年法律第89号）第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４％の割合を加算した割合が年7.3％に満たない時は、その割合とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 延滞金の割合(平成22年以後) | 年7.3％の割合 | 年14.6％の割合 |
| 平成22年１月１日から平成25年12月31日 | 4.3％ | 14.6％ |
| 平成26年１月１日から平成26年12月31日 | 2.9％ | 9.2％ |
| 平成27年１月１日から平成28年12月31日 | 2.8％ | 9.1％ |
| 平成29年１月１日から平成29年12月31日 | 2.7％ | 9.0％ |
| 平成30年１月１日から令和２年12月31日 | 2.6％ | 8.9％ |

|  |
| --- |
| **滞納処分** |

府税を滞納すると督促状の発付等、納税の催告が行われます。それでもなお完納されない場合は、貴重な財源である大切な府税を確保するため、また、納期限までに完納された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分（差押え等）が行われることとなります。

|  |
| --- |
| **減免・猶予** |

**■ 府税の減免**

次の場合は、申請により府税が減免されることがあります。

**〇　個人事業税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**生活保護法により生活扶助を受けておられる場合や災害等に遭われた場合

**〇　不動産取得税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**◎災害により滅失した不動産の代替不動産を取得した場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ◎取得した不動産が、取得直後に災害により滅失等した場合

**〇　自動車税（環境性能割・種別割）・・・**身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方が日常生活を営む上で不可欠な自動車で一定の要件に該当する場合(１人１台に限ります。)等

**■ 納税の猶予**

下記に該当する場合は、申請に基づき、府税の納税が１年以内の期間に限り猶予されることがあります。申請は、当該府税を担当する府税事務所・大阪自動車税事務所にて行ってください。

　なお、納税の猶予がされた場合は、その期間中の延滞金が一定の割合で免除されます。

**〇　徴収猶予**・・・・・・・・災害や盗難、病気、負傷、事業の休廃止等により、府税を一時に納めることができないときは、徴収猶予が認められる場合があります。

**〇　換価の猶予**・・・・・・・府税を一時に納めることにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある等一定の要件に該当するときは、換価の猶予が認められる場合があります。

　　　　　　　　　　　　 なお、申請による換価の猶予は、猶予を受けようとする府税の納期限から６か月以内に申請してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 府税　納税の猶予 |  | 検索 |

※詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※東日本大震災にかかる府税の軽減措置については府税のホームページをご覧ください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 大阪府　府税　東日本大震災　軽減 |  | 検索 |   ※熊本地震にかかる府税の取扱いについては府税のホームページをご覧ください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 大阪府　府税　熊本地震 |  | 検索 |   ※新型コロナウイルス感染症の影響により府税の納税が困難な方への対応については府税のホームページをご覧ください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 大阪府　府税　コロナ　特例制度 |  | 検索 | |

|  |
| --- |
| **審査請求** |

府税事務所長、自動車税事務所長等が行った課税や徴収の処分等について不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して原則として３か月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

　この場合、審査請求書は、なるべく当該府税事務所等を経由して提出してください。

　なお、審査請求に係る処分等又は裁決について不服がある場合は、原則として審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府知事となります。)裁判所に処分の取消訴訟を提起することができます。

|  |
| --- |
| **納税証明書の交付** |

納税証明書は、最寄りの府税事務所で交付を受けることができます。

※税務局及び大阪自動車税事務所では、交付しておりませんのでご注意ください。

**■ 窓口で申請する場合に必要なもの（自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）を除く。）**

**〇　納税証明書交付請求書**

各府税事務所の窓口に備え付けているほか、府税のホームページからもダウンロードできます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大阪府　ピピっとネット　納税証明書交付請求書 |  | 検索 |

**〇　印鑑**

納税証明書交付請求書に押印していただきます。(個人の場合…認印　法人の場合…法人の代表者印)

**〇　交付手数料**

１件につき400円の手数料が必要です。請求事項、税目、年度(事業年度)ごとに各１件と計算します。

手数料は窓口にて現金でお支払いいただきます。（平成30年10月１日から大阪府証紙は廃止となりました。）

**〇　本人確認書類**

　　　窓口に来た方が、納税者またはその代理人であることの本人確認をさせていただきます。

(本人確認のための書類提示については、下記≪納税証明書を請求される方へ≫を参照してください。)

**〇　委任状**

　　　代理人の方が納税証明書の交付を請求される場合には、納税証明書交付請求書の委任欄をご記載いただくか、

委任状が必要です。

|  |
| --- |
| **≪納税証明書を請求される方へ≫**  個人情報保護の観点から、納税証明書の請求の際には、本人確認書類の提示をお願いします。  本人確認書類の提示がない場合は、納税証明書を交付できない場合があります。  **●　本人確認のため窓口で提示していただく書類（原本）**  運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、特別永住者証明書、在留カード、国民年金証書（手帳）、母子健康手帳、身体障がい者手帳、マイナンバーカード、社員証、学生証、その他公の機関が発行した資格証明書又はそれに準じるもの  ※納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものです。本人確認書類の提示は、皆様の個人情報を保護するための措置ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 |

**■ 自動車税（種別割）納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)について**

**〇　自動車税（種別割）の納税確認の電子化**

大阪府では、車検を受ける運輸支局等との間で電子的に自動車税（種別割）の納税情報を確認する仕組みを構築し、自動車税（種別割）の完納が確認できる場合は、原則、車検時に自動車税（種別割）納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の提示を省略することができます。

※　納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税（種別割）の未納(延滞金を含む。)がない場合に限ります。

※　運輸支局等への納税情報の提供には自動車税（種別割）の納税後おおむね10日(クレジットカードによって納税した場合はおおむね２週間)程度かかります。したがって、その間に車検を受けられる方は、運輸支局等で電子的に納税確認ができませんので、これまでどおり府が発行する納税証明書の提示が必要です。

※　自動車税コールセンター(0570-020156)において、自動車税（種別割）の完納確認ができますのでご利用ください。

その際、本人確認のため、自動車の登録番号及び車台番号(下４桁)が必要です。

※　完納確認ができた当日に車検を受ける場合は、納税証明書の提示を求められることがありますので、車検受け前日までに完納確認をお願いします。

※　納税情報の確認にあたって大阪府から運輸支局等へ提供する情報は①自動車登録番号②車台番号（下４桁に限る。）③自動車税（種別割）の納税状況（完納又は未納かどうか。）です。住所、氏名、税額等の個人情報は提供しません。

なお、運輸支局等への納税情報の提供を希望されない場合は、書面による申出により、情報の提供を中止し、電子確認ができないように対応します。詳しくは、自動車税コールセンター(0570-020156)までお問い合わせください。

財務部税務局税政課　令和２年７月発行

（府税のホームページ　　府税あらかると　　　検索　　　）

〒559-8555大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）18階

TEL06-6941-0351／FAX06-6210-9933



大阪府